

沖縄県の新たな産業振興施策検討調査委託業務
の実施主体に係る企画提案募集要項

平成30年11月

沖縄県商工労働部産業政策課

企画提案募集要項

沖縄県では、「沖縄県の新たな産業振興施策検討調査委託業務」を実施します。受託を希望される方は、次の要項に従って企画提案書等を提出して下さい。

1 業務の目的

本県はアジア・太平洋地域への玄関口として大きな潜在力を有し、日本再生の原動力にもなり得るとされており、現在の沖縄経済はアジアからのインバウンド需要等に牽引されて好調に推移している。

一方、所得水準や正規雇用率は未だ全国の最低水準にあり、雇用の質の改善に向けた対策が求められるとともに、深刻化する人手不足への対応が喫緊の課題となっている。

次期沖縄振興計画においては、上記の課題に適切に対処するとともに、過去経験したことのない人口減少・超高齢社会の中にあっても着実に経済成長を実現し、県民ひとりひとりが豊かさを実感できる沖縄県づくりを目指していくことが求められている。

今後、沖縄経済の自立的発展を促進するためには、これらの情勢の変化や課題を踏まえ、本県の経済・産業を新たなステージへと導くパラダイムシフトを実現するための戦略的な施策展開が必要となる。

そのため、本事業では、今後の新たな施策展開を策定する前段階として、本県の新たな産業発展の可能性を顕在化するための施策に関する調査・検討を実施する。

2 業務の概要

【委託業務名】 沖縄県の新たな産業振興施策検討調査委託業務

【業務概要】

本事業では、次の項目に関する調査及び提案を行うこととします。

(1) 沖縄の優位性や地域資源等を活かした新たな産業施策の調査・提案

【優位性等の例】

- ① 那覇空港の豊富な旅客需要と路線網、国際貨物ハブ、航空機整備拠点、産業用地や市街地への近接性等の優位性及び将来の成長性
 - ② IT関連産業の集積、情報通信基盤及びISC0による第4次産業革命、イノベーション型経済への対応力
 - ③ アジアとの近接性、豊富な観光需要
 - ④ 天然ガス等の海底資源、海洋性の生物資源や有用成分等の豊富な海洋資源
 - ⑤ OIST・高専等の研究・教育機能、物流ハブの高度輸送機能、再生医療研究センター、豊富な生物資源等によるバイオ、医療産業への優位性
- (2) 県外・海外の産業政策事例を踏まえた沖縄における産業振興施策の調査・提案
 - (3) 国内外の企業等からの産業及びインフラ整備等への投資促進施策の調査・提案
 - (4) 海外の企業等と連携したビジネス展開に関する施策の調査・提案

(5) 離島地域等の稼ぐ力の強化、人材確保に資する施策の調査・提案

3 事業期間（契約期間）

契約締結の日～平成 31 年 3 月 31 日

4 予算額

7,035,000 円以内（消費税含む）

5 応募に係る事業内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 本募集要項及び企画提案仕様書に記載された趣旨を全て了解する者であること。
- (4) 共同企業体でも応募可能であるが、この場合の要件を以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。
 - イ 共同企業体を構成するすべての事業者は、応募資格(1)の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、応募資格(2)、(3)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (5) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

(※)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

7 応募方法等

(1) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 平成 30 年 11 月 26 日（月）15:00（厳守）

イ 提出場所 「15 問い合わせ先」のとおり

(2) 応募に係る質問

本募集要項及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式 9】を電子メール又は F A X によって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア 提出期限 平成 30 年 11 月 20 日（火）15:00

イ 提出場所 「15 問い合わせ先」のとおり

(3) 質問に対する回答は、受付後 2 日以内を目途に、電子メール又は FAX で行う。

8 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 1】

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 2】

ウ 会社概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 3】

エ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 4】

オ 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 5】

カ 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 6】

キ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 7】

ク 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 8】

ケ 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

コ 直近 2 事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

サ 法人の場合は、直近 2 年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近 2 年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。

シ その他提案に関する資料（第二次審査配付資料）

(2) 提出部数 8 部（ただし、ア、エ及びクについては正本に 1 部添付し、残部に複写を添付すること。また、ケからサについては、1 部提出すること。）

(3) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ表明すること。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

9 公募説明会の開催

当該公募事業に関する説明会を以下の日程で開催する。なお、説明会への出席について事前に申し込みを行う必要はありません。

- (1) 日時：平成 30 年 11 月 19 日（月） 14:00～15:00
- (2) 場所：沖縄県庁 12 階 第 2 会議室

10 委託事業者の選定

(1) 審査方法

第一次審査としての 3 の応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、第二次審査（プレゼンテーション審査）として沖縄県商工労働部内に設置する企画提案評価委員会において評価を行い選定する。

(2) 評価基準

第二次審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

イ 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

ウ 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について具体性のある事業計画であること。

エ 妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 日時：平成 30 年 11 月 28 日（水）午前（予定）

イ 場所：沖縄県庁 12 階 第 2 会議室（予定）

ウ 提出資料に基づき説明すること。

エ 評価会場への入場者は 3 名以内とする。

※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡します。

(4) 結果の通知

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

11 契約

(1) 契約の締結

選定された申請者と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結する。

(2) 契約の方法

受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

(3) 契約金額

契約金額については、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について (抜粋)

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 スケジュール(予定)

決定までのスケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

平成 30 年 11 月 26 日(月) 15:00 時必着	応募書類提出期限
11 月 28 日(水) 午前	二次審査(プレゼンテーション審査予定)
11 月 30 日(金)	委託事業者決定及び審査結果通知
12 月 3 日(月)	契約

13 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な委員会、会議等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員会等に出席した外部専門家等に対する謝金等）
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	<p>事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> － 通信運搬費（郵便料、運送料、通信・電話料等） － 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） － 翻訳通訳、速記費用
III. 再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
IV. 一般管理費	<p>委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費</p> <p>（I. 人件費＋II. 事業費の10%以内を上限とする（小数点以下切り捨て。））</p>

※再委託費と外注費の合計は、原則として総経費の1/2を超えないようにすること。

1/2を超える場合は企画提案書に理由書を添付すること。

(2) 直接経費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他事業に関係のない経費

14 その他留意事項

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

15 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 8階

沖縄県商工労働部産業政策課 産業振興企画班 担当：新城（しんじょう）

電話番号：098-866-2330 FAX 番号：098-866-2440

電子メールアドレス aa055204@pref.okinawa.lg.jp